

大垣市デジタル地域通貨事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発行するデジタル地域通貨の流通を通じ、市内の地域経済活性化及びキャッシュレス決済の普及促進を図るとともに、市民の行動変容、行政参画の促進等を目的とする大垣市デジタル地域通貨事業(以下「地域通貨事業」という。)の実施について、必要な事項を定める。

(発行者)

第2条 デジタル地域通貨の発行、換金その他地域通貨事業の管理、運営等は、市が行う。ただし、その業務の一部又は全部を市長が適当と認める者に委託することができる。

(通貨の名称等)

第3条 デジタル地域通貨の名称はガキペイとし、次の種別に分類する。

(1) ガキペイマネー

市が、利用者から対価を得て前払式支払手段として発行するデジタル地域通貨をいう。

(2) ガキペイポイント

市が、利用者からの対価を得ることなく発行するポイント又は市長が別に定める利

用者の行動等に付随して発行するポイントをいい、価値は1ポイント当たり1円とする。

(発行対象事業)

第4条 ガキペイを発行する事業は、次のとおりとする。

(1) 市が実施する事業

(2) 市以外の者が実施する事業のうち、市長が特に必要と認めるもの

(発行額)

第5条 一会計年度におけるガキペイの発行額は、予算の範囲内とする。

(発行回数及び有効期限)

第6条 ガキペイの発行は、第4条各号に掲げる事業に合わせて隨時行うものとする。

2 ガキペイの有効期限は、発行の日から6月とする。

3 有効期限が終了したガキペイは失効し、払戻しは行わないものとする。

(ガキペイマネーの購入方法)

第7条 ガキペイマネーを購入しようとする者は、ガキペイアプリ(市が提供する、ガキペイの発行等に関する機能を備えたスマートフォンアプリケーションをいう。以下同じ。)を通じて購入するものとし、購入代金は、クレジットカードを使用する方法その他の市長が指定する支払方法により購入代金を支払うものとする。

2 前項に規定する支払方法のうち、クレジットカードにより購入代金の支払をしようとする者は、個人番号カードの公的個人認証による本人確認を行うものとする。

3 ガキペイマネーの購入単価は、1円とする。

4 ガキペイマネーの1人当たりの購入最低限度額は100円とし、購入金額及び保持金額の最高限度は、市長が別に定める。

(ガキペイマネーの引換)

第8条 市は、購入者がガキペイマネーの購入代金の支払いを完了した旨確認したときは、ガキペイマネーを発行し、購入者のガキペイアプリに当該購入代金分のガキペイマネーを反映するものとする。

(ガキペイの使用)

第9条 ガキペイは、加盟店(ガキペイを取り扱う店舗、事業所等として次条第1項の認定を受けたものをいう。以下同じ。)においてのみ使用することができる。

2 加盟店は、ガキペイを使用する者(以下「使用者」という。)がガキペイと引換えに、加盟店から商品若しくはサービス等の購入又は借受け等の取引を行うときは、当該ガキペイを現金と同様に取り扱うものとする。ただし、使用者は、ガキペイを現金に交換することはできない。

3 ガキペイは、次に掲げる取引に対する支払をするために使用することはできない。

- (1) 土地及び家屋の購入並びに家賃、地代、駐車場代等の不動産の賃借
- (2) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ及び第38条第1項に規定する製造たばこ代用品の購入
- (3) 有価証券、金券、商品券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- (4) インターネットアプリケーション、ICカード、電子マネー等への入金
- (5) 税金、手数料等の租税公課、公共料金等(電気、ガス、水道、電話料等)
- (6) 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等取扱加盟店以外の事業者への支払が実質的に可能となるもの
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わる取引又は公序良俗に反する取引
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める取引

(加盟店)

第10条 加盟店となろうとする者は、店舗、事業所等ごとに市長の認定を受けなければならない。

2 加盟店として認定を受けることができる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とする。ただし、市長が適当と認めるときはこの限りでない。

- (1) 市内に店舗、事業所等を有する事業者であること。

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。
- (3) 前条第3項各号に掲げる取引のみを行う事業者でないこと。
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わる業務でないこと。
- (5) 大垣市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団でないと及び同条第2号に規定する暴力団員を雇用していないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件

3 加盟店は、市長が別に定める注意事項を遵守しなければならない。

(加盟店の登録申請)

第11条 前条第1項の認定を受けようとする者は、大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」加盟店登録申請書(第1号様式)により、市長に申請しなければならない。

(加盟店の認定・登録等)

第12条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、加盟店として認定し、登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により加盟店として認定したときは、大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」加盟店認定通知書(第2号様式)により、前条の規定による申請をした者に通知するものとする。

(加盟店の登録事項の変更)

第13条 加盟店は、その登録事項に変更があったときは、速やかに大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」加盟店登録事項変更届(第3号様式)により、市長に届け出なければならない。

(加盟店の認定辞退)

第14条 加盟店は、その認定を辞退するときは、辞退する日の1月前までに大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」加盟店辞退届(第4号様式)により、市長に届け出なければならない。ただし、市長が適當と認めるときは、この期間によらないことができる。

(加盟店の認定取消)

第15条 市長は、次に掲げるときは、加盟店の認定を取り消すことができる。

- (1) 詐欺等の不正行為その他加盟店としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) その他加盟店として適當でないと認めるとき。

(ガキペイの換金)

第16条 市長は、加盟店が取引の対価として受け取ったガキペイについて、その実績を確認した上で換金し、加盟店が指定する口座に振り込むものとする。

2 前項の規定による振込について必要な事項は、別に定める。

(禁止事項)

第17条 何人も、ガキペイを偽造し、不正に使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

(免責)

第18条 地域通貨事業に関し、災害、盗難、紛失その他事故により使用者又は加盟店に生じた不利益又は損害について、市は、その責めを負わない。

(地域通貨事業の終了)

第19条 市長は、地域通貨事業を終了するときは、事前に相当の期間を定めて周知しなければならない。

2 ガキペイは、第6条第2項の有効期限内であっても、地域通貨事業の終了時に失効するものとし、地域通貨事業の終了により使用者又は加盟店に生じた不利益又は損害について、市は、その責めを負わない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

第1号様式(第11条関係)

年 月 日

大垣市長 様

(申請者) 所 在 地

事業所名

代表者氏名

大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」加盟店登録申請書

大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」加盟店として登録したいので、大垣市デジタル地域通貨事業実施要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

1 加盟店舗の申請内容

加盟 店情 報	フリガナ						
	事業所名						
	所在 地	〒					
	代表者氏名						
	業 種	<input type="checkbox"/> 飲食業	<input type="checkbox"/> 物販業	<input type="checkbox"/> 宿泊業	<input type="checkbox"/> 体験業	<input type="checkbox"/> 観光業	
		<input type="checkbox"/> その他 ()					
	営業時間						
	定 休 日						
	電話番号						
メールアドレス							
指定 口 座	金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協			本店・支店 支所・出張所		
	口 座	種 別	口座番号 (右詰め)				
		<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金				
	フリガナ						
口座名義							

◆ 記載責任者及び担当者					
・責任者氏名 :	電話番号 :	()			
・担当者氏名 :	電話番号 :	()			

※商工団体等への加入状況

- 大垣商工会議所に加入 大垣市商店街振興組合に加入 大垣市商工会に加入
いいずれにも未加入

第2号様式(第12条関係)

年　月　日

様

大垣市長

大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」加盟店認定通知書

年　月　日付けで申請のあつた大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」加盟店の登録申請について、大垣市デジタル地域通貨事業実施要綱第12条の規定により、次のとおり通知します。

次のとおりガキペイの加盟店として認定する。

加盟店名	
代表者氏名	
所在地	
業種	
認定番号	

第3号様式(第13条関係)

年　月　日

大垣市長 様

(申請者) 所在地

事業所名

代表者氏名

大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」加盟店登録事項変更届

大垣市デジタル地域通貨事業実施要綱第13条の規定により、次のとおり店舗の登録事項の変更を届け出ます。

1 加盟店舗の変更内容

加盟店情報	フリガナ						
	事業所名						
	所在地	〒					
	代表者氏名						
	業種	<input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> 物販業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 体験業 <input type="checkbox"/> 観光業 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	営業時間						
	定休日						
	電話番号						
	メールアドレス						
指定口座	金融機関	銀行・信用金庫			本店・支店		
		信用組合・農協			支所・出張所		
	口座	種別	口座番号(右詰め)				
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金					
フリガナ							
口座名義							
商工団体等への加入状況	<input type="checkbox"/> 大垣商工会議所に加入 <input type="checkbox"/> 大垣市商店街振興組合に加入 <input type="checkbox"/> 大垣市商工会に加入 <input type="checkbox"/> いずれにも未加入						

※変更内容のみ記入すること。

◆ 認定番号・記載責任者及び担当者	
・認定番号：	
・責任者氏名：	電話番号： ()
・担当者氏名：	電話番号： ()

第4号様式(第14条関係)

年　月　日

大垣市長 様

(申請者) 所 在 地

事業所名

代表者氏名

大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」加盟店辞退届

大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」加盟店の登録を辞退したいので、大垣市デジタル地域通貨事業実施要綱第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

加盟店名	
代表者氏名	
所 在 地	
業 種	
認定番号	

◆ 記載責任者及び担当者		
・責任者氏名 :	電話番号 :	()
・担当者氏名 :	電話番号 :	()